



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃

●原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、41の国・地域で輸入規制を撤廃、14の国・地域で輸入規制を継続）。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2021年10月10日現在）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名		
事故後輸入 規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	41	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、イスラエル、シンガポール、米国		
	輸入規制を継続して措置	14	一部の都県等を対象に輸入停止	5	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
55			一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	9	EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、英国、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、2021年9月20日よりEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、英国を分けて計上する。

注3) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例

◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2020年 1月	フィリピン	2020年 1月	シンガポール	輸入停止（福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
9月	モロッコ	"	インドネシア	放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ）→不要に 放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の加工食品）→不要に
11月	エジプト	5月	インドネシア	放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の農産物）→不要に
12月	レバノン	2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
"	UAE	3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用の工サ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
2021年 1月	イスラエル	10月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小 (栽培されたきのご類等を検査証明及び産地証明書対象から除外等)
5月	シンガポール			
9月	米国			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。北アイルランドを除く英国については、2021年10月以前の旧EU規則に準拠。